

2021年12月3日

ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 御室 健一郎

本日、株式会社ゆうちょ銀行が、金融庁長官及び総務大臣に対し、投資一任契約の締結の媒介業務を内容とする新規業務の認可を申請しました。

これまで信用金庫業界は、ゆうちょ銀行が業容を拡大するにあたっては、まずは、「国際的に類を見ない規模にまで肥大化した資金量の縮小」及び「完全民営化」への道筋が具体的に示され、その実行が確実に担保されるとともに、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されていることが必要不可欠である旨などを一貫して主張してまいりました。

日本郵政グループは、2021年5月に中期経営計画「JPビジョン2025」を公表しましたが、依然として完全民営化等に向けた具体的な道筋は示されておらず、政府の関与が強く残っている中においては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは言えません。

私どもとしては、こうした状況におけるゆうちょ銀行による業容の拡大に向けた認可申請は、認められるべきではないと考えます。

また、日本郵政グループは、業容の拡大以前に、これまでの生命保険商品・投資信託の不正販売問題を踏まえた、グループ全体のガバナンス・内部管理態勢の再建に向けた施策の実行に真摯に取り組んでいくとともに、再発防止を徹底していただくことが肝要であると考えております。

関係当局及び郵政民営化委員会におかれましては、今回の認可にあたり、改正郵政民営化法の基本理念に則り、「公正な競争条件」を確保するための措置に十分配慮のうえ、上記のような顧客保護の観点から慎重に審査が行われることを要望いたします。

以上